

令和5年度社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査方針

福島市社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、運営指導及び監査方針並びに重点事項を以下のとおり策定します。

近年、多様化・複雑化する福祉ニーズに対して、様々な事業主体が各々の創意工夫により対応している中で、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域共生社会に貢献していく必要があります。

法人においては、改正社会福祉法の施行から6年が経過し、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の責務化といった内容に的確に対応しつつありますが、一部の法人では不適正な運営があるなど、法人自ら適正な運営を確保していくことが求められています。

また、施設においては、全国的にも、施設利用者への不適切な処遇や虐待などの改善を要する事項が確認されていることから、虐待の防止や身体的拘束廃止の取組、預り金の適正管理など、利用者及び家族からの信頼に応えるための適切な施設運営に積極的に取り組むことが求められています。

さらに、自然災害だけでなく感染症による集団感染の恐れもあることから、施設利用者の安全の確保のため、非常災害対策や感染症予防及びまん延防止対策が求められています。

このような状況を踏まえ、以下の項目に重点を置き、運営指導及び監査を実施します。

【運営指導重点事項】

（1）新設法人に対する指導

法人の資産の管理等が適切に行われているかなど、各種法令・規程等に基づき適正な管理運営が行われるよう指導を行います。

（2）新設施設に対する指導

労働関係法令に基づく職員の適切な勤務体制が確保されているかなど、開所時より適切な施設運営が行われるよう指導を行います。

【監査重点事項】

1 社会福祉法人に対する監査

（1）適正な法人運営について

（ア）法人が事業運営の意思決定を行う理事会において、要審議事項が適正に諮られ、また適切に運営されているか。理事会の議事録が適正に記録・保存されているかを確認し、その適正化を図ります。

- (イ) 法人運営に関する重要事項の議決機関である評議員会において、社会福祉法及び定款で定めた事項が適正に議決されているか、また、評議員会の議事録が適正に記録・保存されているかを確認し、その適正化を図ります。
- (ウ) 定款及び登記事項の変更手続きについて、手続きが遅滞している法人がみられるため、法律や関係通知に基づき適切な時期に事務手続きが行われているかを確認し、その適正化を図ります。
- (エ) 監事監査については、実質的な監査が行われているかを確認し、その適正化を図ります。
- (オ) 法人運営の透明性を確保するため、財務諸表等（現況報告書、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、計算書類に対する注記、定款、役員報酬等基準）について、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」等により公表しているかを確認し、その適正化を図ります。
- (カ) 社会福祉充実財産の算定が適切に行われ、それに基づく社会福祉充実計画が策定されているかを確認し、その適正化を図ります。

(2) 適正な資産管理及び会計処理の確保について

- (ア) 法人所有の固定資産を管理する体制が確立されているか、また、適正に管理されているかを確認し、その適正化を図ります。
- (イ) 会計経理事務にかかる内部牽制体制が確立されているか、また、省令、関係通知、経理規程に基づく適切な契約事務（入札実施状況、随意契約、契約書作成時の意思決定手続き等）が行われているかを確認し、その適正化を図ります。

(3) 会計基準に基づく決算について

社会福祉法人会計基準に基づき必要な書類を作成し、決算事務が行われたかを確認し、その適正化を図ります。

(4) 経営基盤の強化について

不安定な経営状況にある社会福祉法人に対して、自ら経営状況の把握・分析を行い、それに基づく経営改善計画の作成及びその実行がなされているかを確認し、その適正化を図ります。

2 社会福祉施設に対する監査

(1) 管理運営体制の確立について

- (ア) 職員の配置について基準に基づく職員の確保とその手続き及び必要な資格等の有無、また、休暇取得時における代替職員の確保状況等を確認し、その適正化を図ります。
- (イ) 外部研修の受講推進や内部研修の充実等、職員の資質向上に向けた取り組みを確認し、その適正化を図ります。
- (ウ) 非常災害対策として、消火設備その他必要な設備の整備状況、各施設の状況に応じた災害の態様ごとの具体的な計画の策定状況、地域住民や関

係機関などとの連携・協力体制の整備状況及びそれらの職員に対する周知徹底や定期的な避難訓練の実施状況等を確認し、その適正化を図ります。

特に、入所施設においては、自力での避難が困難な利用者の防災対策として、各施設の状況に応じた訓練が規程等に基づき適切に実施されているか確認し、適正化を図ります。

これに加え、水防法に基づく浸水想定区域及び土砂災害法に基づく土砂災害警戒区域の各区域内の要配慮者利用施設については、「避難確保計画」に基づき避難訓練が実施されているか確認します。

また、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、問題点を把握しているかを確認し、防犯に係る適切な安全確保対策を求めます。

(エ) 施設における事故を未然に防止するため、日々の利用者の行動の把握やヒヤリ・ハット事例の収集・分析を行い、その情報の共有化を図るなど、事故の発生防止及び再発防止のための十分な対策が講じられているかを確認しその適正化を図ります。

(オ) 利用者虐待の防止のための措置として、職員研修の実施、苦情解決体制の適切な運用、メンタルヘルスに配慮した職員処遇、処遇管理体制の見直しや改善等の対応を確認し、その適正化を図ります。

また、虐待等の事例が確認された場合には、市への報告や再発防止等の適切な対応がとられているかを確認し、その適正化を図ります。

(カ) 運営規程等については改善を要する不備不足がみられたことから、国の各種通知と基準及び市の条例等に合わせて、規定等の改正手続きを適切に行い、他の関係書類との整合を図り運用が行われているかを確認し、その適正化を図ります。

(2) 適切な利用者処遇の確保について

(ア) 体罰、虐待、身体拘束及びその他利用者の行動を制限する行為等の不適切な処遇を防止するための対策が講じられているかを確認し、その適正化を図ります。

(イ) 新型コロナウイルスやインフルエンザ及びノロウイルスなどの集団感染の発生及びまん延を防ぐための対策等が講じられているか、かつ、全職員に対しても周知徹底されているかなど、危機管理の観点からも十分な対策が講じられているかを確認し、その適正化を図ります。

(ウ) 利用者預り金について、管理規程等の遵守による内部牽制体制の構築状況の確認や、適切な事務処理及び管理体制がとられているかを確認し、その適正化を図ります。

(3) 適正な会計処理の確保について

関係法令・通知や経理規程等に基づき、内部牽制体制が確立され、適切な会計経理事務が行われているかを確認し、その適正化を図ります。